

業務及び財産の状況に関する説明書類

第5期 2024年7月1日から2025年6月30日まで

2025年9月30日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 監査法人京立志

所在地 京都市中京区御池通高倉西入

高宮町 200 番地

千代田生命京都御池ビル 9 階

代表者 西村 猛

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

(1)目的

当法人は、次の各号の業務を行うことを目的としております。

①財務書類（電磁的記録を含む。）の監査又は証明の業務

②財務書類（電磁的記録を含む。）の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

③公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2)沿革

2020年7月9日監査法人京立志設立

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は無限責任監査法人であります。

3．業務の内容

(1)業務概要

（監査証明業務）

当法人は、金融商品取引法監査、会社法監査等の法定監査を中心に監査業務を実施しております。当年度末の被監査会社数は、7社、当年度における監査証明業務にかかる収入は88,630千円となりました。

(非監査証明業務)

当法人は、経済社会及びステークホルダー各位の多様なニーズに応えるために財務デューデリジェンス業務、事業計画策定支援業務、株式上場準備支援業務等を提供しております。当年度において、非監査証明業務を提供した会社数は2社、当該業務にかかる収入は3,600千円となりました。

以上の結果、監査証明業務と非監査証明業務とを合わせた当年度の業務収入総額は92,230千円（前年比0.3%減）となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	2社	2社
②金商法監査	－社	－社
③会社法監査	2社	－社
④学校法人監査	－社	－社
⑤労働組合監査	－社	－社
⑥その他の法定監査	1社	－社
⑦その他の任意監査	2社	－社
計	7社	2社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	総数	内大会社等の数
対象会社数等	2社	－社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針

当法人は、監査業務が多くのステークホルダーより信頼を得る期待の大きいものだけに、大手監査法人の管理職以上、またこれに準ずるレベルの者を中心に関与することで業務品質を維持、更に高め、当法人を取り巻くステークホルダーに貢献することを目的として法人を設立しました。

加えて地域経済の発展には、IPOを目指す企業が増えることが大切な要素であるとの基本認識の下で、IPOという難関を目指す志の高い起業家はその目的を達成できるように指導力を十分に発揮して行きたいと考えています。

当法人では、全ての社員・職員が上記の基本方針を共有し、各自の業務提供を通じて実践しています。その結果を、法人規模の特性を活かして社員・職員間の緊密なコミュニケーションにより、認識・評価し、提供価値の増進を図っております。

②経営管理に関する措置

当法人では、各社員による職務の執行が適正に行われることを確保するために、定款等の規程において必要な体制を定めております。

また、経営の意思決定機関としては、社員全員が出席する社員会を定期的開催しており、規程に基づき、審議並びに決定を行っております。なお、当法人は当年度より「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（令和5年3月24日改訂）に対応すべく、整備・運用しております。

③法令遵守に関する措置

当法人では、インサイダー取引防止規程等の規程を定めると共に、研修を通じて法令遵守の周知徹底をはかっております。

④その他

該当事項はありません。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質を管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士(以下「専担者」という。)の選任の状況

①専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために、必要な業務の品質の管理を行う専任の部署として品質管理本部を設置し、主として品質管理業務に従事する専担者として品質管理担当社員を選任しています。また、品質管理に必要な情報をタイムリーに発信するとともに現場からの質問等にも適宜対応しています。

②専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理本部は独立した組織であり、所属社員は主として品質管理業務に従事しており、監査業務への一定水準の関与はあるものの、品質管理業務に必要な時間を十分に確保しています。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025 年 6 月 30 日

② 業務の品質の管理の目的

(1) 当法人の目的は、当法人が実施する監査・保証業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、当法人が品質管理システムを整備し運用することにあります。当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査・保証業務を実施すること

(2) 当法人又は業務責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を「監査の品質管理規程」として定め、品質管理担当責任者は、不正リスク（財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクをいう。以下同じ。）に関する品質管理を含む品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会はすべての監査業務において監査業務の品質が最優先されるという考えを当法人の運営方針に適用します。なお、最高責任者である包括代表社員は品質管理システムに関する最終的な責任を負っています。

なお、当法人、専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針と手続を定めるとともに、これらの方針及び手続が監査責任者及び監査チームのメンバーにより遵守されていることを確認します。

当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が倫理規則で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。これらの方針及び手続が監査責任者及び監査チームのメンバーにより遵守されていることを確認するとともに、毎年独立性に関する宣誓書を入手します。

監査責任者並びに審査担当者の長期間の関与に関して、方針及び手続を公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則に基づいて定め、それら監査業務の主要な担当者は、当法人の定めるローテーションルールを遵守します。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、当法人の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、またそれが適切に文書化されていることを確認します。

監査責任者による上記文書に基づき、監査契約の新規の締結及び更新については社員会にてその可否を決定します。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査実施者の選任にあたっては、当該監査業務に必要な能力、適性、経験及び独立性を保持していること並びに十分な時間を確保できることを考慮します。また、審査担当者の選任は、「審査規程」で定める一定の条件を満たしていることを確認した上で品質管理担当責任者の下で選任し社員会で決定しています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬については、実施業務における品質管理要件への充足度と業務貢献度に基づき、社員会で協議の上、決定します。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

なお、日本公認会計士協会継続的専門能力開発（C P D）制度に関して履修義務を遵守していることについて全ての社員及び専門職員を対象としてモニタリングしております。

(ウ) その他

当法人では、公認会計士法に定める守秘義務を遵守するために、「公認会計士業務における情報セキュリティに関する実務指針」（監査・保証基準委員会実務指針第5号）に準拠して業務を遂行しています。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

監査基準等、日本公認会計士協会の監査基準報告書及び関連する公表物に

準拠し、あるいは参考にして、監査業務の実施に関する方針や手続を監査マニュアルとして定めています。これに準拠することにより、監査手続の実施、補助者への指示、審査及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等における監査業務の品質を確保しています。また、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めて、判断に困難が伴う重要な事項について専門的な見解を問合せることとしています。監査責任者は審査担当者へ相談し、それでもなお判断に困難が伴う重要な事項に直面した場合には、当法人内外の知見を有する専門家に照会し、問合せから得られた見解を十分に検討・対処するとともに、それらの内容を文書化することとしています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めて、監査チームメンバー間、専門的な見解の依頼者と回答者、監査責任者と審査担当者等との間の監査上の判断の相違がある場合に、その解決を図っています。

当法人は、監査上の判断の相違が解決されない限り監査報告書を発行しないこととしており、相違が解決されない場合、最終的には社員会において当法人の判断を決定します。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

審査制度として、監査証明業務のすべてに審査担当者を指名し、業務に直接関与するメンバーから独立した立場から客観的に業務に係る審査を行うことにより、品質の確保に努めています。審査は監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象としています。

なお、重要な事項については、合議制による審査を実施することとしています。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

関与先から入手した情報(個人情報を含む。)については、業務用の貸与パソコンに保存することなく別途設置したサーバー内に保存するとともに、V D I (仮想デスクトップシステム)を導入することで、貸与パソコンの紛失等に起因する情報の流出防止を図っています。また、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めるとともに、監査調書の管理・保存及び廃棄に関する方針及び手続を定め、全ての監査調書の電子化を図り、監査調書の不適切な変更を防止するための措置を適切に講じています。

(オ) その他

該当事項はありません。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

・包括代表社員（最高責任者）から各現場へのメッセージ

全社員、職員が適切な倫理観を醸成し、職業的懐疑心を発揮し、監査業務に従事すべく、適時に、包括代表社員自ら適切な姿勢とそれに基づく経営方針を示し、発信しています。

- ・各現場から各社員、包括代表社員へのタイムリーなコミュニケーション

包括代表社員を中心とした社員会は各監査チームを通じて各現場の意見を聴き、全体研修会等を通じて非常勤職員の声も把握し、経営に活かしております。

- ・また、当法人では各種コミュニケーション・ツールを通じて、社員・職員及び監査チームと当法人の品質管理を担う部門との間で相互に情報の収集・伝達が円滑に図られています。当法人では、品質管理担当責任者が契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて入手した情報のうち、監査チームが業務を計画し実施するうえで関連する重要な情報を適時に伝達する。監査チームは審査担当者又は品質管理担当責任者に適時に重要な情報を伝達することとしています。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人の交代に際して、前任及び後任となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、上記②の記載に留意するとともに、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めています。当法人が後任監査人となる場合には、監査人交代事由及び不正リスクへの対応状況について質問し、また、不正リスクとなりうる項目の有無及びその内容を想定したうえで議論し、判断することとしています。当法人が前任監査人となる場合には、不正リスクへの対応状況を含めた重要事項を、後任監査人へ伝達することとしています。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務を含む大会社等の監査業務の場合には品質管理担当責任者は、監査人の交代による監査業務の引継に関して、上記に記載した当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確認することとしています。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は最高責任者で、社員会の代表者でもある包括代表社員を品質管理システムに関する最高責任者とし、品質管理システムの整備及び運用責任者、モニタリング及び改善プロセス担当者をそれぞれ選任し、当法人における品質目標を設定して、品質目標について責任を負う各担当の責任者を選任しています。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理基準報告書第 1 号で求められている品質管理システムの構成要素に関連する品質目標として、当法人が達成すべき品質目標を明確化しています。その目標達

成の過程においてどのようなリスクが存在しているのかを識別し、そのリスクの重要性を評価し、その方針又は手順の策定、統制活動、指標を用いた日常的な監視活動（日常的モニタリング）を含むリスクを軽減するための措置を講じることとしています。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は品質目標について責任を負う各部門の責任者として、モニタリング及び改善プロセスの責任者を任命し、日常的なモニタリングの他、法人の品質管理システム及び個々の業務品質の定期的なモニタリングを年に 1 度実施します。

・個々の業務品質のモニタリング

モニタリング及び改善プロセスの責任者は監査業務の定期的なモニタリングを原則として年に一度実施しています。その際に監査業務を実施する業務執行社員は少なくとも 3 年に一度はレビューの対象となり、リスクが高いと識別された監査業務はより頻繁にモニタリングの対象とする方針にしています。

・法人の品質管理システムのモニタリング

法人の品質管理システムの定期的なモニタリングとして、独立したモニタリング評価チームが年に一度各品質目標のリスク対応手順の整備及び運用状況を評価します。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人では改訂後の「監査に関する品質管理基準」等が 2024 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用され、2024 年 9 月 1 日より、改訂品質管理基準等を適用しています。品質管理システムに関する最高責任者である包括代表社員は毎期、当法人の会計年度の末日を基準日として品質管理システムを評価します。2025 年 6 月 30 日現在の評価の実施において重大または広範な不備が識別されなかったことから当法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員は全て公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないことから、特段の措置は不要と判断しております。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー）を受けた年月

2025年3月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の包括代表社員である西村猛は、当法人の第5期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	－人	6人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	① 経営方針、業務方針の決定に関する事 ② 業務執行の適正を確保するための措置 ③ 重要な契約を行う場合の決定に関する事 ④ 法人の規程、規則類の改廃に関する事 ⑤ 新規関与先及び監査契約の継続に関する決定に関する事 ⑥ 社員ローテーションその他の重要事項に関する事	6 人	－ 人	6 人

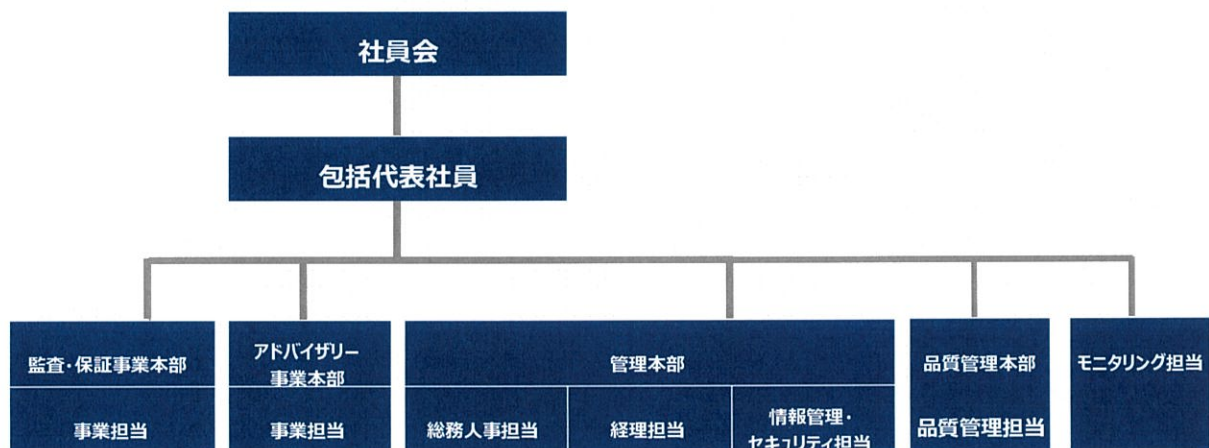
三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士で ある使用人の 数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 法人事務所	京都市中京区御池通高倉西 入高宮町 200 番地 千代田生命京都御池ビル 9 階	6 人	－ 人	6 人	11 人※
(従) 該当なし					

※ 非常勤職員であります。

四．監査法人の組織の概要

2025 年 6 月 30 日現在



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第4年度 2023年7月1日から 2024年6月30日まで	第5年度 2024年7月1日から 2025年6月30日まで
売上高		
監査証明業務	81,590	88,630
非監査証明業務	10,900	3,600
合 計	92,490	92,230

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は、無限責任監査法人であり、該当はありません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は、無限責任監査法人であり、該当はありません。

4. 供託金等の額

当法人は、無限責任監査法人であり、該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約内容

当法人は、無限責任監査法人であり、該当はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社トーセ

株式会社京進

以上